

第2章 景観づくりの方針

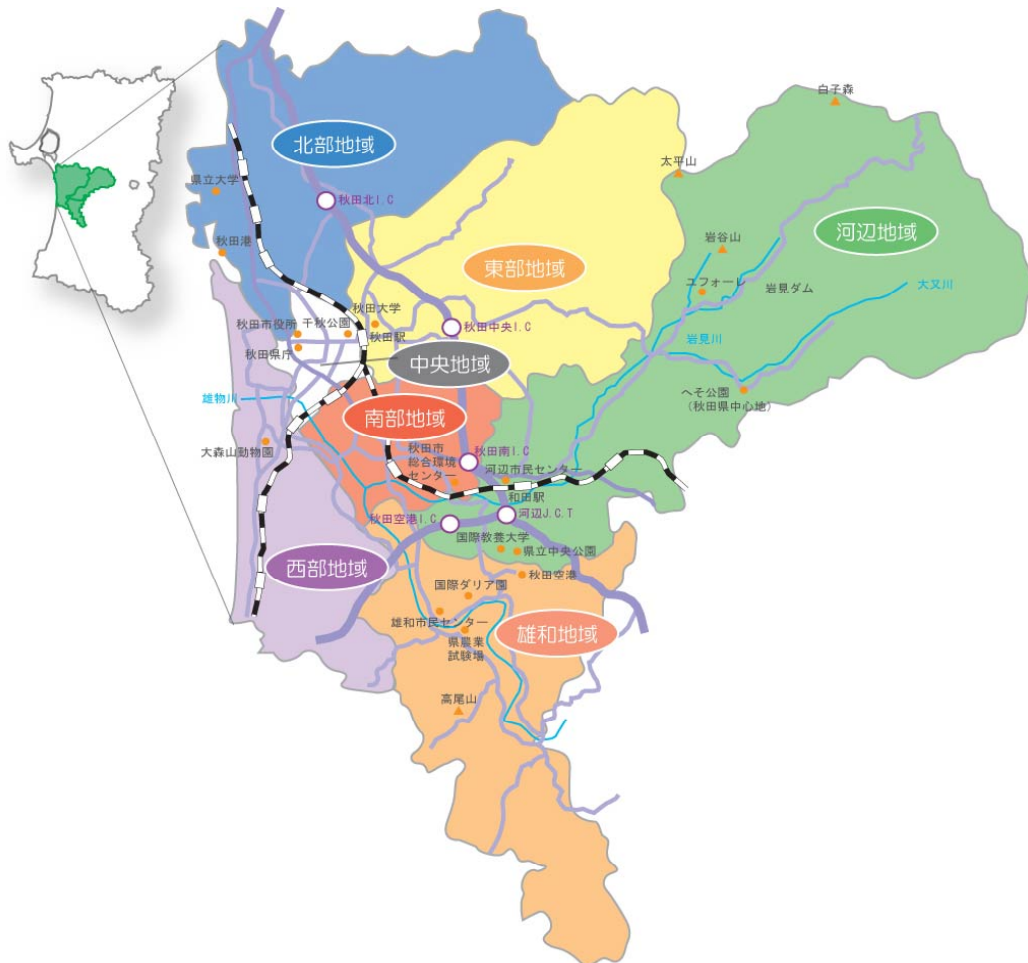
1 景観計画区域

秋田市は、平成17年1月11日に旧河辺町、旧雄和町と合併し、新秋田市として生まれ変わりました。現在の905.67km²に及ぶ広大な市域では、自然や人の手によって作りだされた様々な景観が展開されています。今後、これらを活用・保全し、より良い景観づくりを推進する必要があります。

また、景観法に位置付けられている制度の多くは、景観計画区域内で活用することができ、今後、本市の様々な地域で景観づくりが展開され、それらの制度が活用できる状況が求められます。

以上のことを考慮して、秋田市全域を景観計画区域とします。

景観計画区域



「秋田市の都市計画2008」(平成20年1月 秋田市都市整備部都市計画課)より抜粋

景観計画区域：景観計画の対象となる区域で、現在の良好な景観を保全する必要がある区域や、今後、良好な景観を形成する必要がある区域、また、景観の悪化を防ぐ必要がある区域などを設定することができる。